

違反対象物公表制度の概要

違反対象物の公表制度とは？

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防署等が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

公表までの流れ



公表の対象となる建物

飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物^{*}です。

^{*}消防法施行令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物

消防法施行令別表第一(抜粋)

(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	(6)	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	公会堂、集会場		ロ	老人短期入所施設等
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	ハ	老人デイサービスセンター等	
	ロ	遊技場、ダンスホール	ニ	幼稚園、特別支援学校	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等
(3)	ニ	カラオケボックス等	(16)	イ	複合用途防火対象物((1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途を含むもの)
	イ	待合、料理店等	(16の2)		地下街
(4)	ロ	飲食店	(16の3)		準地下街
		百貨店、物品販売業を営む店舗、展示場			
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所等			



公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

公表する内容

防火対象物の名称

防火対象物の住所



公表の対象となる違反
(例：自動火災報知設備未設置)

恵庭市ホームページで公表します。(平成31年4月1日から)

建物関係者の方々へ

あなたが所有(管理、占有)する建物で次のようなことを行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要となることがありますので、事前にお近くの消防署等までご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- 増築、改築、隣接建物との接続工事
- 窓や扉などの開口部の閉鎖工事